

## 難病対策地域協議会の概要

### 事業根拠等

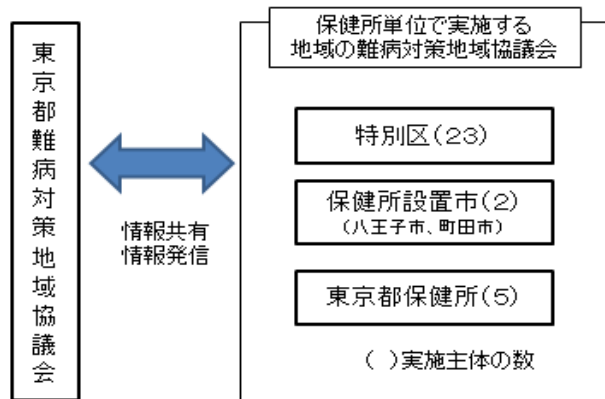
#### ◆事業根拠

難病法第32条に基づき、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、単独で又は共同して、難病の患者への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに難病の患者及びその家族並びに難病の患者に対する医療又は難病の患者の福祉、教育若しくは雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される難病対策地域協議会を置くように努めるものとする

関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における難病の患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

#### ◆保健所単位で実施する地域の難病対策地域協議会との関係

東京都難病対策地域協議会は、地域への情報発信、情報収集を行う。



都では、疾病対策課及び東京都保健所（多摩地区）の計5か所において難病対策地域協議会を実施。

### 他会議との関係、協議会の設置状況等

#### ◆地域における難病対策地域協議会の設置状況

(1) 協議会設置状況 (n=30)

	H27.10.1	H28.10.1	H30.3.31
特別区(23)	0	1	5
多摩地区(7)	0	0	5
合計	0	1	10

(2) 平成30年度開催予定 (n=30)

	開催予定 有り	開催予定 無し	未定	合計
実施主体の数	14	10	6	30
割合	46.7%	33.3%	20.0%	100%

(3) 地域における難病対策地域協議会の開催テーマ（平成29年度実施分）

議題	実施主体の数
地域の難病患者の状況・難病対策事業実施状況	9
災害対策	5
医療依存度の高い在宅療養者の支援	3
関係機関(管内各市・各医療機関・各訪問看護ステーション)における現状及び課題	4
難病対策地域協議会の今後の取組内容	2
就労支援	2
地域の難病対策に関する社会資源マップの作成	1
利用可能なサービスの整理	1
圏域内における地域包括ケア病棟への紹介状況	1

(本設問は複数回答可)

### 都の協議会の役割

短期的な課題： 地域で実施する難病対策地域協議会の設置及び取組の推進（具体的な取組：既に協議会を実施した地域の取組み事例を紹介）

長期的な課題： 地域では解決できない課題を集約し、施策検討の場である東京都特殊疾病対策協議会へ報告し、施策検討する。